

きである。

さらに、これらの被害は、本件事故によってもたらされた被害であり、本件事故による自然な因果の流れの中で生じた被害である。原告らの多くが同種の被害を訴えており、かつ、他の調査結果でも同様の傾向がみられることからすれば、それらが特殊な事情による被害であるということとはできず、本件事故と原告らの被害との間には相当因果関係が認められるというべきである。

(7) 被告東電の故意又はこれに匹敵する重過失があること

被告東電には、前記第3において主張したとおり、本件事故に関して、故意又はこれに匹敵する重過失があるというべきであり、このことは、原告らの慰謝料を算定するに当たって、原告らの精神的苦痛を増大させるものとして考慮されるべきである。

(8) 中間指針等に基づく賠償額が不十分であること等

被告らは、本件事故による損害については、中間指針等やこれに基づいて被告東電が公表した賠償基準に基づく賠償によって、十分な賠償がされている旨主張するが、中間指針等及び被告東電の公表賠償基準は、質的にも本件で原告らが請求している精神的苦痛に対応した賠償をしているものではないし、金額的にも、最低限の賠償にとどまるものであって、原告らの精神的苦痛を正当に評価した上での賠償がされているものではないから、これらによって十分な賠償がされているということとはできない。

ア 財産的賠償がされていることの考慮について

被告東電は、原告らの財産的損害に対する賠償を十分に行っている旨主張するが、これらは飽くまでも財産的損害に対して当然の賠償がされたにすぎず、原告らの主張する精神的苦痛に対する賠償がされたということとはできない。

イ 中間指針等が最低限の賠償基準を定めたものであること

そもそも、中間指針等は、その公表に至る審議経過等を踏まえれば、最低限の賠償の基準として公表されたものである。

このことは、中間指針の冒頭において、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである旨記載され、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である旨の注意喚起がされ、被告東電に対して、中間指針において明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する旨記載されていることや、避難指示等対象区域外の避難者に対する指針を示した中間指針第一次追補においても、中間指針第一次追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る旨記載され、賠償の対象となる者に対し公平に賠償し、可能な限り広くかつ早急に救済するとの観点から、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示すこととする旨記載されていることから裏付けられる。中間指針等に関する原賠審の審議過程において、被告東電が拒み難い賠償内容を定めることとする旨議論されていたこともこれを裏付けるものである。

ウ 中間指針等の訴訟における位置づけ等

中間指針等は、裁判所を拘束するものではなく、訴訟における損害賠償請求については、原告らに生じた精神的苦痛に対する賠償額を認定した上で、中間指針等に基づいて既に精神的苦痛に対する賠償として支払われた既払金のうち本件請求権に対する弁済として認められる金額を控除することによって損害賠償請求権の存否を判断することで足りるというべきであって、被告東電が主張するような、中間指針等による賠償額の基準を超える損害については特別の事情がない限り認められないと扱うことは相当ではない。

エ 具体的賠償金額も不十分であること

(ア) 避難指示等対象区域内の原告らについて

避難指示等対象区域内から避難した原告らに対しては、1か月当たり10万円との基準による賠償がされているものの、これについては低額にすぎるとの批判がH町長からされるなど、批判があり、しかも、この1か月当たり10万円との金額には生活費増額分が含まれており、そのすべてが純粋な精神的損害に対する賠償ではなかった。

加えて、中間指針による精神的損害の賠償は、飽くまでも「日常生活阻害慰謝料」として支払われており、原告らが被った被害の実情に基づく精神的損害の諸要素との関係において、その被害の範囲を十分に捕捉するものではなく、特に、本件訴訟において原告らが主張しているふるさと喪失に対する慰謝料については、性質的に全く加味されていないものであった。

(イ) 避難指示等対象区域外の原告らについて

また、自主的避難等対象区域からの避難者に対する賠償額等も、避難指示区域内に居住していた者や、屋内退避区域に指定されていた地域に居住していた者らとの比較から、一定程度減額された金額となるべきとの考えに基づいて定められたにすぎず、自主的避難等対象区域からの避難がやむを得ないものであったことに対する十分な考慮がされていない。

賠償の対象となる期間についても、避難の合理性・相当性が認められるべき期間と比較して大幅に短いものであり、子供が避難した場合にはその親も避難せざるを得ないということに対する考慮もされていなかった。

上記のように、中間指針第一次追補によって示された自主的避難等対象区域からの避難者に対する賠償額は、飽くまでも一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同区域に居住していた者に少なくとも共通した損害を示したものにすぎず、これをもって十分な賠償がされているということとはできない。

特に、避難指示等対象区域外からの避難についても避難の合理性・相当性が認められる以上、日常生活が阻害されたことを理由として避難指示等対象区域内からの避難者に対して支払われた慰謝料と均衡を欠くような賠償額にとどまるということとはできないというべきである。

(9) 小括

以上のとおり、原告らは、本件事故によって、平穏な生活を丸ごと失ったものであり、本件事故が、放射性物質が拡散されたことによる甚大な被害をもたらす事故であることを踏まえれば、これによる権利侵害は甚大なものであるし、これらの権利侵害は、避難指示区域内に居住していた者についても、避難指示区域外に居住していたものの避難の合理性・相当性が認められる者についても、同様に認められるべきものである。そして、上記権利侵害に対する、中間指針等による賠償は質的にも金額的にも不十分なものとどまるものであるから、原告らの精神的損害に対する慰謝料請求が認められるべきであり、その金額は各原告について2000万円を下回らないというべきである。

(被告国の主張)

年間100mSvを下回る被ばくによって健康被害が生じると科学的に証明されているわけではなく、国際的な合意としては、年間100mSvを下回る低線量被ばくにおいては有意な発がんリスクの上昇等がみられないとされているのであるから、避難指示が出されなかった地域から避難することに合理性・相当性があるということとはできず、そのような地域に居住していた原告らは、単なる主観的な不安感を抱いたにすぎない。また、中間指針等による賠償によって、原告らに対しては、相応に合理的な金額の賠償がされているというべきである。

(1) 年間1mSvを超える地域から被ばくを避けるために避難したことに合理性・相当性は認められず、これによる損害が直ちに賠償の対象となるものではないこと

ア 国賠法1条1項における違法性を判断するに当たっては、一般不法行為と同様に、被侵害利益の種類・性質、損害の重大性が重要な要素であって、一般不法行為において受忍限度論が妥当するような軽微な損害については、国賠法においても責任が認められるべきでない。したがって、公権力の行使の前後で何らかの事実状態の差が生じ、一般人を基準として「不利益」と評価されるものが発生しているとしても、これが直ちに賠償の対象となる「損害」と評価されるものではない。

イ 原告らは、ICRPの2007年勧告で示されている公衆被ばくの計画的被ばくの限度である年間1mSvを基準として、これを超える線量の地域から避難することは、合理性・相当性がある旨主張し、その根拠としてLNTモデルの考え方等を主張する。

ウ しかし、100mSv以下の低線量の放射線被ばくによる健康への影響については実証されているわけではなく、低線量被ばくWG報告書(丙B1・4頁)においても、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている旨の指摘や、疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない旨の指摘がされている。LNTモデルの仮説は、このような、同仮説を実証する十分な科学的知見がないことを踏まえつつ、飽くまでも公衆衛生上の安全サイドに立った判断としてICRPに採用されたものであって、同仮説を根拠として、年間線量が1mSvを超える地域から避難することに合理性があるということとはできず、原告らの主張する利益は、単なる主観的な不安感にとどまるものである。

また、ICRPの勧告における計画被ばく状況の線量限度や炉規法等の線量限度は、事故によって放出された放射性物質による被ばくを減らすための避難に当たって、何らかの基準を示すものではないから、避難の合理性の根拠となるものではない(2007年勧告においては、線量限度は計画被ばく状況にのみ適用されるとされ(甲B5・60頁)、本件事故後の福島県が置かれているような、緊急時被ばく状況や現存被ばく状況には適用されない概念である。)

他方、被告国は、日本において長期にわたる防護措置のための指標がなかったため、原子力安全委員会が、計画的避難区域の設定等に係る助言において、2007年勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンドである20ないし100mSv(急性若しくは年間)のうち、下限である年間20mSvを適用することが適切であると判断したことを受けて(丙B9)、年間20mSvを基準とすることを決定したのであって、緊急時被ばく状況、すなわち、急を要する防護対策と、長期的な防護対策の履行を要求されるかもしれない不測の状況において、実際の実情に合わせて柔軟にかつ最適な防護対策を展開するに当たり選択された合理的な基準であるから、これを下回る線量の地域から避難することについては、単なる不安感等を根拠に避難をするものにすぎず、直ちに合理性・相当性があるとはいえない。

(2) 自主的避難等対象区域の原告らの精神的損害

ア 総論

自主的避難等対象区域の住民については、仮に本件事故により不安感を抱き、精神的苦痛を感じたとしても、同住民が受けたであろうと推測される放射線の被ばくは極めて小さいと評価すべきものであるから、慰謝料の発生を認めるに足りる程度の精神的損害が直ちに発生するとはいえない。

イ 自主的避難等対象区域の住民が避難したことが一般的に合理的・相当であるとはいえないこと

自主的避難等対象区域は、平成23年12月6日、中間指針第一次追補において、賠償の指針を示すために設定されたものであり、住民の安全を確保すべく避難のために設定された避難指示等対象区域とはその性質を異にするものである。

自主的避難等対象区域内の住民が、本件事故により放射線に被ばくしたことに対して何らかの不安感を抱いたとしても、上記のとおり、健康への影響リスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられるような低線量被ばくに対するものにとどまるものである。また、平成23年3月15日時点における各市町村の人口に占める自主的避難者数の割合は、本件地震及び本件津波による自主的避難者も含め、L市4.5%、N市1.5%、f p市1.1%、a a市1.1%と低い割合にとどまるものであり、中にはa t市0.1%、f s町0.1%など1%に満たない市町村も含まれていた。そして、福島県民の自主的避難者総数が、平成23年3月15日時点に比し、大幅に増加することがなかったことからすれば、上記統計において捕捉されていない避難者が若干いることを考慮しても、自主的避難等対象区域の住民のほとんどは、避難することなく、当該区域に滞在し続けたということが出来る。また、自主的避難等対象区域は、福島第一原発から30kmないし100km程度離れており、同原発から遠く離れた所に位置するものと評価できる。さらに、当該区域の住民に対しては、避難指示等が出されておらず、避難の勧奨もされていなかった。加えて、自主的避難等対象区域は、避難指示の出されていた区域と隣接さえしておらず、屋内退避の指示が出された区域に隣接していた地域があるにすぎなかった。これらに加え、万が一にも一般住民の健康への影響を生じさせないという予防的観点から避難指示等が出されていたことも考慮すると、自主的避難等対象区域の住民が、避難指示等は出されていない状況下で避難することは、一般的・合理的とはいえない。

以上のように、自主的避難等対象区域における放射線被ばく量、健康被害を伴わず、健康への影響リスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられること、住民のほとんどが避難しなかったこと、自主的避難等対象区域が福島第一原発から遠く離れており、避難指示等の対象でなかったこと、本件事故当初においては自主的に避難することが一般的ではなかったこと等に照らすと、当該区域内の住民が自主的に避難したことにより生じた精神的損害と被告国の行為との間に直ちに相当因果関係を認めることはできない。

ウ 自主的避難等対象区域に関する中間指針等の評価について

被告東電は、中間指針等を十分尊重し、適切な賠償をしており、対象者の要望に応じて、対象者が被告東電より賠償を受けるに当たって必要な請求書類を送るなどして、迅速かつ公平な賠償に努めている。中間指針等を踏まえ、多数の和解が成立している現在、中間指針等の果たしている役割は大きいというべきである。

そして、中間指針等は、原賠法に基づく本件事故に関する損害賠償の範囲について、一般の不法行為に基づく損害賠償請

求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はないとして、相当因果関係があるとされる損害の範囲について指針を示しているものの、裁判規範ではなく、従来の相当因果関係説によっては導かれない新たな損害の賠償を認めたのではないかと、指摘や、原子力損害の特性を踏まえ、従前の学説・実務が不法行為損害賠償における実体ルールとして扱ってきたものを超えたルールを採用し、相当因果関係における予防原則を取り込むなどしたのではないかと等しい指摘があるとし、相当因果関係があるとされる損害の範囲を示すに当たって、被災者の早期救済等の政策的観点も加味した上でその範囲を示したものである。このため、本件においては、中間指針等の上記性質を十分に踏まえた上で、別途、相当因果関係の存否や損害額が認定されるべきであるし、既払金のある場合には、これを損害額から控除するとともに、慰謝料の算定に当たって、早期に十分な被害回復がされたことが考慮されるべきである。

また、中間指針第一次追補は、自主的避難をした住民及び自主的避難等対象区域に滞在した住民の損害賠償を検討するに当たり、福島第一原発の状況が安定しない中で、放射線被ばくへの恐怖や不安、同原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、各市町村の自主的避難の状況等を総合的に考慮し、被災者救済という政策的観点も加味した上で賠償が認められるべき一定の範囲を示している。

中間指針等では、自主的避難等対象区域の住民が、放射線被ばくへ恐怖や不安感を抱いたことに起因する損害の賠償を認めているところ、不安感等の対象である放射線量の科学的な評価が、賠償の可否、内容を決するに当たって最も重要な要素となると考えられるが、中間指針第一次追補においては、平成23年4月以降、放射線量が客観的に明らかにされるようになった後の期間に係る賠償についても、線量の非常に低い地域を含んだ対象区域が設定されている。中間指針等に対しては、その性質上、和解仲介に資する賠償基準を示すことが期待されていたことから、基準が明確であることが望ましい一方で、中間指針第二次追補策定に至る議論の過程においては、自主的避難等対象区域の住民に対する避難に係る賠償の範囲を決するに当たり、線量を基準とすることに對しては、様々な意見が示されるなどしていた。これらのことから、中間指針等が、健康被害を生じさせず、有意に健康リスクを増加させるわけではない低線量被ばくへの健康影響に対する不安感という主観的利益侵害について、被災者救済の政策的観点も踏まえた様々な事情を考慮していたといえる。

エ 仮に本件事故当初の特殊性を踏まえ、自主的避難等対象区域の住民の避難に係る慰謝料を認めるとしても、少額にとどまること

自主的避難等対象区域の住民の損害賠償請求については、本件事故当初、福島第一原発の状況が不安定であり、将来的な飛散放射線量の予測ができない状況下において、万一の事態を想定して緊急避難的に避難すること自体は正当化し得るとしても、自主的避難等対象区域が広域にわたっていることや、その範囲が福島第一原発からの距離や放射線の線量に必ずしも対応していないこと等を踏まえれば、慰謝料を認める対象者については、行政区画ごとに一律に決するべきではなく、細やかな検討を要するというべきである。

このような慰謝料の算定に当たっては、本件事故前以上の線量の放射線に被ばくしたとしても、自主的避難等対象区域の住民について、客観的にみて、健康影響が生じていないし、健康影響のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられ、肉体的苦痛も受けていないことが考慮されるべきである。また、福島第一原発の状況が刻々と変化し、情報が不足していた期間は僅かであったことや、政府においても、予防的観点に立ちつつ、当初から情報提供をしていたことなどについても十分に併せ考慮して慰謝料が算定されるべきである。加えて、中間指針等の策定に当たって参照された裁判例のうち、身体的損害を伴わない騒音・悪臭等に関する裁判例をみると、基地や空港の騒音、道路の騒音や排気ガス等が問題になった裁判例において認容された慰謝料額は、最も高いもので月額1万8000円であり、下水、産業廃棄物、豚舎の悪臭が問題になった裁判例において認容された慰謝料額は最も高いもので月額9000円であったこと等、従来の裁判例との均衡も考慮されるべきである。

中間指針第一次追補において示された、自主的避難等対象区域の住民に対し、本件事故発生日から平成23年12月31日までの間に妊婦又は18歳以下であった期間がある者に対しては一人40万円（本件事故発生から平成23年12月末までの損害として）、その余の者に対して8万円（本件事故発生当初の時期の損害として）を目安として賠償するという考え方は、種々の議論の結果、上記の裁判例等も参照しつつ、低線量被ばくに対する不安を中心に、自主的避難と滞在を分けずに初期の情報が十分でなかったこと等も総合的に考慮したものであって、合理性を有するというべきである。

以上に加え、(1)自主的避難をした者は、本件事故当初の滞在期間が短い分、滞在者に比して、被ばくによる健康への影響に対する不安感は小さいこと、(2)避難指示等を受けず、避難を余儀なくされているとはいえない上に、避難指示等対象区域の住民に比して、帰還が容易であるため、避難指示等対象区域内の住民よりも、一定期間内に受ける精神的苦痛の小さいこと等も踏まえれば、自主的避難等対象区域内の住民の慰謝料額については、避難指示等対象区域の住民の受ける精神的苦痛に対する慰謝料額として十分な金額である月額10万円よりは、相当程度小さい金額となるべきである。

オ 以上のとおり、自主的避難等対象区域の住民に対する賠償は、本件事故当初の特殊性を考慮すべきであり、少なくとも避難に伴う高額な損害の賠償を認めるのは相当でない。

(3) 避難指示等対象区域の原告らの精神的損害

ア 政府の避難等の指示によって強制的な避難を余儀なくされた区域の住民については、従前享受してきた平穏な日常生活やその生活基盤の喪失による精神的苦痛や避難生活における生活の不便等による精神的苦痛が生じることが考えられ、これらの精神的苦痛から生じる精神的損害については、賠償の対象となるものと考えられる。もっとも、慰謝料額は、精神的苦痛の内容や、類似事案における慰謝料額を踏まえて算定されるべきである。

イ この点、本件事故による避難者は、本件事故により身体的傷害や健康被害を負っておらず、これらに伴う肉体的苦痛や精神的苦痛を受けていないし、入通院等を余儀なくされたわけでもないため、入通院を余儀なくされる場合に比し、時間や行動の制約は小さいといえる。さらに、避難生活の長期化に伴い、当面の間避難を継続することを前提とした生活基盤が整備され、避難者が避難先の生活に徐々に適応することにより、前記のような精神的苦痛は相当に軽減されていくというべきである。

そして、中間指針等においては、避難指示区域それぞれについて、その地域の住民の受けた精神的苦痛に応じた適切な賠償額が設定され、実際に賠償が早期にされているのであって、避難指示等対象区域の原告らの慰謝料額の算定に当たっては、上記事情が十分考慮されるべきである。

(4) 原告らが主張する被害の普遍性について

原告らは、f r 証人 (f r 証人) の証言並びに f r 意見書及び f r 意見書追補 (甲 C 2 1、2 2) を根拠に、本件訴訟に

において尋問を実施した原告らにみられた、避難したことによる各種の被害や損害（居住・移転の自由の侵害、失業・転職、友人関係の喪失やいじめ等の子供固有の損失、放射能による恐怖、ふるさとを喪失したこと）が、同様の区域に居住していた他の者らについても普遍的に生じたものである旨主張する。

しかし、f r 証人及び上記各意見書の執筆者の1人である f t は、放射線量等が住民に与える健康影響やその心理的メカニズムについて専門的知見を有する者ではなく、放射線科学や放射線医学、放射線防護の分野を専門とする者ではないのであるから、避難指示等対象区域外の低線量の被ばくによるリスクの評価などを踏まえた証言ないし意見を述べているわけではなく、これらの証言ないし意見をもって、原告ら主張の損害が同地域の住民に普遍的に生じたものであるということではできない。

また、f r らの上記意見書は、単に避難をした者のみを対象とした調査にすぎず、その調査方法も、原告らの陳述書の作成を担当した代理人弁護士が、一定の質問項目リストに入力する形で情報伝達を行い、量的データを作成したというものであって、その実質は原告ら代理人弁護士が作成した主張書面と大差がないものであって、地域住民に生じた普遍的被害を明らかにしているものとはいえない。

(5) その他、原告らの精神的損害に関する被告東電の主張を援用する。

(被告東電の主張)

(1) 総論

ア 本件事故に関して原告らに損害賠償請求権が発生しているというためには、原告らの被った精神的苦痛が、法律上保護される利益の侵害に起因するものであることが必要であるところ、原告らが被った精神的苦痛が、法律上保護された利益の侵害に当たるか否かについては、各地域の実情や各原告の個別具体的事情をも踏まえて、その侵害の有無や程度が客観的に判断・評価される必要がある。

そして、避難指示等対象区域以外の地域に居住していた原告らについては、法律上保護された利益の侵害がないか、又は法律上保護された利益の侵害があるというには疑義があるというべきであり（なお、被告東電は法律上保護された利益の侵害があったか否かにかかわらず、地域に応じて一律に精神的損害に対する賠償をしているものである。）、避難指示等対象区域に居住していた原告らについては、仮に精神的苦痛に基づく損害が発生しているとしても、下記のとおり被告東電が公表した賠償基準（公表賠償基準）に則って、既に賠償されているものであって、同賠償額を超える損害は存在しない。

イ 本件事故に基づく損害については、中間指針等を踏まえた被告東電の公表賠償基準に沿って、早期に被害者らに対する賠償がされており、当該賠償は、精神的損害のみならず、財産的損害についても行われている。このような早期の手厚い賠償は、原告らを含む被災者にとって避難先での生活の安定を取り戻す一助となり、最終的に避難を終えて新たな生活基盤や平穏な生活を回復するのに大いに寄与しているのであるから、原告らの精神的損害を考慮するに当たっては、この点が十分に考慮される必要がある。

ウ また、中間指針等は、原賠法の規定に基づいて、原子力事故が発生した際に、原賠審が必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行った上で審議・検討し、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することを目的として定められたものである。原賠審の委員には、民法学者、環境法学者、元裁判官の弁護士等、法律の専門家も参加しており、原賠審は、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体等からの聴取等を行い、その被害の実情を把握した上で、多数の被害者に対して適用されるべき原子力損害の賠償の範囲・基準について、中間指針等を策定・公表したものであった。以上のような原賠法に基づく紛争審査会制度の趣旨に照らすと、原賠審が定める「一般的な指針」は、裁判所の紛争処理を遅滞させない、合理的な内容を有する基準である必要がある。すなわち、中間指針等は、訴訟によらない当事者間での自主的な解決を図ることを目的としており、被害者が訴訟外における紛争解決に応じやすくするという観点から、訴訟において通常認定される額よりも高額の（少なくともそれを下回るものない）賠償額を示したものであるというべきであって、実際に中間指針等が本件事故により生じた紛争の解決に重要な役割を果たしていることからすれば、本件訴訟においても中間指針等の定めは尊重されるべきである（このことは、多数の被害者が、中間指針等が示した基準による賠償を受け入れていることから裏付けられる。）。

エ 中間指針等の実際の賠償額も、通常の被害状況として典型的に想定し得る最大限の範囲を網羅した水準の金額（大多数の者にとって損害の填補として十分な金額）を示しており、原告らが主張するような、被害者らに共通する最低限の基準を示したものであると捉えることはできない。

中間指針等は、財産的損害については、避難の際に生じた宿泊費、交通費や、住居確保に係る費用、就労不能損害等の各項目の損害について、それぞれ十分な補償額を定めているものであるし、精神的損害の額も、裁判例等に比して十分な額が定められている。

オ 以上のような中間指針等の位置づけ、水準等を踏まえれば、中間指針等の定める賠償額によっても填補されない損害が生じていることが、個別事情に基づいて主張・立証されない限りは、中間指針等を基準として算定された損害額を超える損害額が認定されるべきではない。

(2) 被侵害法益について

ア 原告らは、本件事故により侵害された利益として、「包括的生活利益としての平穏生活権」を主張し、具体的には、
 (1) 避難生活を送ることになったことについての居住移転の自由の侵害、
 (2) 失業や転職、
 (3) 子供固有の被害、
 (4) 放射能汚染に対する恐怖等、
 (5) コミュニティ、ふるさとを喪失し又はそれらが変容してしまったことについての被害を挙げ、これらの損害は中間指針等において賠償されている損害とは別個のものである旨主張する。

イ (ア) しかし、上記 (1) ないし (4) については、いずれも中間指針等において考慮された上で金額が算定されているものであって、いずれも中間指針等の基準による賠償によって填補されているものである。

(イ) また、上記 (5) のふるさと喪失に関しては、原告らが主張するような地域コミュニティ等の生活基盤の内容が抽象的なものであり、その外延が不明確であることからすれば、不法行為上の保護法益に値しない（そもそも地域コミュニティ等の生活基盤は不断に変化するものであり、長期的に保持されることが保障されているものでもない。）。仮に法的保護に値するものであるとしても、本件事故による避難は、原告らという「コミュニティ、ふるさと」、すなわち従前の各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤からの隔絶を必然的に伴うものであるから、両者を切り分けて評価することはできず、これに伴う損害は既に中間指針等によって賠償されているというべきである。

そもそも、原告らのうち、K地域、自主的避難等対象区域、I市独自の避難要請区域及び旧緊急時避難準備区域に居住していた者については、健康影響を生じさせるほどの放射性物質の飛来はなく、政府からの強制的な避難が求められることもなかったから、各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤の喪失があったとはいえない。また、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住していた原告らについては、中間指針等を踏まえた被告東電の公表賠償基準により填補されており、被告東電の公表賠償基準に基づく支払とは別に賠償されるべき慰謝料は存在しない。

(3) 避難指示区域外の原告らの精神的苦痛

ア 判断枠組み

避難指示区域外の地域については、健康に対する影響を生ずる程度の放射性物質の飛来はなく、政府の強制的な避難の対象とはされず、また自己の意思に反して元の住居を離れざるを得ない状況ではないことなど、避難指示区域とは本件事故による影響・客観的状況が大きく異なり、その不利益は身体的被害に至らない生活妨害にとどまるのであって、これらの地域においては、何らかの不利益が生じたとしても生活妨害の範疇にとどまるというべきである。

そのような場合に法律上保護された利益の侵害があるか否かについては、いわゆる受忍限度論で判断すべきであって、平穩生活利益の侵害が認められるには、当該侵害が社会通念上受忍すべき限度を超えたものである必要がある。そして、その判断においては、(1) 侵害行為の態様、侵害の程度、(2) 被侵害利益の性質と内容、(3) 侵害行為の開始とその後継続の経過及び状況、(4) その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮する必要があるが、原賠法による損害賠償は、原子力損害、すなわち放射線の作用等により生じた損害とされていることを踏まえれば、侵害行為の中心である放射線の作用がどの程度であったかという点が主たる要素とされるべきである。そのような前提のもとで、平均的・一般的な人を基準として、本件事故発生後の客観的な状況の下で抱くことが合理的であるといえる程度の不安によって、平穩な日常生活が相当程度阻害されたと認められる場合に、初めて法律上保護される利益に対する侵害としての平穩生活利益に対する侵害が認められるものというべきである。

イ 前提となる低線量被ばくに関する知見等

低線量被ばくの健康への影響に関する科学的知見については、低線量被ばくWG報告書(丙B1)の「2. 科学的知見と国際的合意」において、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)、世界保健機関(WHO)及び国際原子力機関(IAEA)等の報告書に準拠することが妥当であるとした上で、「国際的に合意されている科学的知見」として、大要、次の(1)から(4)のとおり整理されている(丙B1・3頁以下)。なお、ここでいう「低線量」とは、積算量として被ばく線量200mSv以下と認められることが多いとされている。

(1) 現在の科学でわかっている健康影響として、放射線による発がんのリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんに対する影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加はないとされている。

(2) (1)に関し、100mSv超の被ばく線量に対する評価は、短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算100mSvを被ばくした場合は、短時間の被ばくと比べて健康への影響はより小さい。

(3) 子供・胎児への影響については、一般に、発がんの相対リスクは若年ほど高くなる傾向にあるが、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。

(4) 放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方(直線しきい値なし(LNT)モデル)を採用する。しかし、こうしたLNTモデルの考え方にしたがってリスクを比較した場合であっても、年間の被ばく線量が20mSv以下であれば健康への悪影響はなく、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い。

上記(1)から(4)までを踏まえ、国際的に合意されている知見によれば、200mSv以下であれば放射線量が低い(低線量である)と認められ、それをさらに下回る100mSv以下の被ばく線量であれば、健康への影響は認められないというべきである。さらに、公衆衛生上の安全サイドに立った保守的な考え方であるLNTモデルに立っても、年間20mSv以下の被ばく線量であれば、発がんリスクは実質的に無視し得るとされる。

ウ 本件事故後の報道状況等について

本件事故の直後から、政府のウェブサイトや新聞報道等において、空間放射線量が時間の経過に伴い低下していること、本件事故後に観測された空間放射線量が健康に影響を与える放射線量ではないこと、さらには本件事故の状況が収束に向かっていること等が公表されており、本件事故により避難指示等がされていない区域については、健康への影響がない旨周知がされていた。

エ ほとんどの住民が避難しておらず、社会活動が正常に営まれていたこと

避難指示等対象区域の外では、大部分の住民が避難せずに、それまでの住居に引き続き滞在しており、避難者の総数や、人口に占める避難者の割合も低くなっていた。そして、その社会活動状況については、本件地震による生活やインフラへの影響を受けながらも、本件事故の前と変わらず正常に営まれていたのであり、本件事故による放射線に対する恐怖や不安によって従前の生活や社会活動に支障をきたすという状況ではなかった。

オ K地域について

(ア) K地域においては、K合同庁舎における空間放射線量は、平成23年3月17日から同月31日までの間は0.80ないし3.7 μ Sv/hであり、同年4月1日から19日までの間は0.67ないし0.8 μ Sv/hに低下し、その後も空間放射線量は低減しており、空間放射線量が本件事故後速やかに低減する傾向にあった。これに加え、前記イの低線量被ばくに関する知見を踏まえれば、本件事故の直後から年間20mSv未満の空間放射線量に低減しているK地域においては、瞬間的に比較的高い空間放射線量率が計測されたとしても、原告らの健康に対する放射線被ばくの影響は客観的に認められず(前記ウのとおり、放射線被ばくによる健康への影響がないことは随時報道されていた。)、侵害の程度は低いというべきである。

(イ) しかも、本件事故の直後から、空間放射線量の低下や福島第一原発の事故状況が収束に向かっていることが報道され、これを受けてK地域の住民の多くは避難せず、正常な社会生活を営んでいたものである。

(ウ) 以上からすれば、K地域においては、本件事故による放射線の影響により、平穩な日常生活が相当程度阻害されただけではなく、一般的・平均的な人を基準として、本件事故発生直後の客観的な状況の下でそれが阻害される程度の不安を生

じさせるものであったともいえないのであるから、一般社会生活上受忍すべき限度を超える利益侵害が生じたものとはいえず、法律上保護された利益に対する侵害があったとはいえない。

カ 自主的避難等対象区域

(ア) 自主的避難等対象区域においては、平成23年4月以降は $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を超える又は同線量値に近い値の空間放射線量は一度も観測されておらず、少なくとも同月22日以降は、避難指示の基準である年間 20mSv を優に下回っており、放射線被ばくによる健康への影響は認められない。よって、本件事故による侵害の程度が高いとはいえない。

(イ) しかも、本件事故の直後から、空間放射線量の低下や福島第一原発の事故状況が収束に向かっていることが報道され、これを受けて自主的避難等対象区域の住民の多くは避難せず、正常な社会生活を営んでいたものである。

具体的には、自主的避難等対象区域から避難した住民の人口割合は、ah市、L市、ga町を除いて、おおむね0.4%ないし2.0%程度であった。ah市及びL市については、沿岸部に位置し、本件事故による放射線の影響を恐れての避難のみならず、本件津波を理由とした避難者が相当数いたと考えられるにもかかわらず、避難者の割合はah市において10%強、L市においても4.5%程度にそれぞれとどまっていた。また、ga町は、本件地震により震度6強を観測しており、地震による被害が甚大であったことから、本件地震自体を理由とする避難者が相当数いたのもであって、放射線による影響を理由とする避難者が多かったとはいえない。その中で、自主的避難等対象区域のうち、例えばaa市においては、同年3月中旬に電気、水道、ガスが復旧し、同年4月6日には小・中学校の新学期が始まるなど、避難せずにとどまった住民らによって、本件事故の直後から順調にインフラが復旧し、社会活動が再開されていた。

(ウ) 以上に加え、前記ウの報道状況等や、福島第一原発から20ないし30km圏内の地域（すなわち福島第一原発からの距離が自主的避難等対象区域よりも近い地域である。）に対して出されていた屋内退避指示が同月22日には解除されていたこと、その後も原子炉の状況の安定等を受けて緊急時避難準備区域が解除されるなどしていたことからすれば、自主的避難等対象区域においては、本件事故による放射線の影響により、平穏な日常生活が相当程度阻害されたことはなく、一般的・平均的な人を基準として、本件事故発生直後の客観的な状況の下でそれが阻害される程度の不安を生じさせるものであったともいえないのであるから、一般社会生活上受忍すべき限度を超える利益侵害が生じたものとはいえず、法律上保護された利益に対する侵害があったとはいえない。

(エ) また、被告東電は、上記のとおり、法律上保護された利益の侵害があったとはいえないとしても、本件事故発生直後から平成23年4月22日までの期間については、十分な情報が得られなかった者があったことも考えられ、また情報自体が錯綜しあるいは十分に蓄積していなかったことも考え得ることを踏まえ、被告東電の公表賠償基準に基づいて、自主的避難等対象区域の住民らに対しても、精神的損害の賠償を行っている。

具体的には、妊婦や18歳以下の者ではなかった者（一般人）に対しては、精神的損害と生活費増加費用等を合算した一定額として1人当たり8万円の賠償を行うとともに、1人当たり4万円の追加的費用の賠償を行っている。また、妊婦及び18歳以下の者に対しては、放射線に対する感受性が比較的高い可能性が一般に認識されていること等に鑑み、精神的損害と生活費増加費用等を合算した一定額として1人4.8万円（平成23年12月までを対象として40万円及びその後平成24年8月までを対象として8万円）を賠償するとともに、追加的費用として自主的避難をしたか否かを問わず4万円を支払い、実際に自主的避難を行った場合はさらに追加的費用として1人20万円（計24万円）を支払っている。

これらの金額は、騒音や悪臭などの生活阻害が問題となった裁判例等と比較しても十分に高額なものとなっており、自主的避難等対象区域の住民であった原告らにおいて、仮に個別的事情により法律上保護された利益の侵害が認められる者がいたとしても、上記賠償額を超える損害が発生したとはいえない。

キ I市独自の避難要請区域

(ア) 本件において、I市独自の避難要請区域に居住していた原告らは、全てI市bf区に居住していたが、I市が原災法の枠外で避難を要請した区域の空間放射線量は、いずれの地域も避難指示区域に比して低く、年間 20mSv （毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ ）の水準を大きく下回っており（平成23年4月22日以降はおおむね毎時 $1 \mu\text{Sv}$ 以下であった。）、放射線被ばくによる原告らの健康への影響はないから、侵害の程度が高いとはいえない。

(イ) また、そもそも、I市独自の避難要請区域は政府による避難指示の対象ではなく、I市という自治体独自の判断で任意の一時避難を要請されていたものであるところ、これはI市の一部が避難指示区域に指定される中で、ガソリンや救済物資等が市内へ流通しなくなるなどの事態に陥ったことから、市の独自の判断として市全体に対し避難要請を行ったものであって（丙C183参照）、客観的な放射線の拡散状況を踏まえて出されたものではない。しかるところ、I市bf区の活動の再開状況等については、平成23年4月に仮設住宅260戸の建設が始まったほか、同区内の小・中学校や体育館など公共施設7カ所で授業が再開されていたし、同年5月には保育園と放課後児童クラブが再開されるなどし、その後も順調に社会活動が回復していた。

(ウ) 以上に加え、前記カ(ウ)記載の事実や、I市独自の避難要請は同年4月22日には解除されていたこと等を踏まえれば、そもそもI市独自の避難要請区域に居住していた原告らについて、法律上保護された利益に対する侵害があったといえるかは疑義があるし、少なくとも同日以降は、本件事故による放射線の影響により、平穏な日常生活が相当程度阻害されたことはなく、一般的・平均的な人を基準として、本件事故発生直後の客観的な状況の下でそれが阻害される程度の不安を生じさせるものであったともいえないのであるから、一般社会生活上受忍すべき限度を超える利益侵害が生じたものとはいえず、法律上保護された利益の侵害があったとはいえない。

(エ) 仮に個別的事情により法律上保護された利益の侵害があると認められるとしても、被告東電は、公表賠償基準において、強制的に避難指示の対象となった住民と同額である1人当たり月額10万円の慰謝料を基礎額として、I市独自の避難要請の解除後においても、これを減額することなく、同年9月末まで継続して賠償しており、何らの生活阻害が生じる余地のない自主的避難等対象区域に比して高額の賠償を行っている。これらの金額は十分に高額なものであって、仮に個別的事情により法律上保護された利益の侵害が認められる者がいたとしても、上記賠償額を超える損害が発生したとはいえない。

ク 旧緊急時避難準備区域

(ア) 旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らは、I市及びat市に居住していた者であるが、これらの区域については、本件事故直後の時期から、政府が避難指示の基準とした年間 20mSv に相当する空間放射線量（毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ ）を大きく下回っている状況にあり、時間の経過とともにさらに低下を続けているのであって、放射線の影響による住民らの健康への影響はなかったのであるから、侵害の程度が高かったとはいえない。

(イ) 避難者数についても、I市b区では、緊急時避難準備区域の指定が解除された平成23年9月30日から約半年が経過した平成24年4月の時点で、本件事故当時の人口の約3分の2まで人口が回復しているものであって、避難指示区域のように多くの住民が避難したとはいえ、避難したとしても早期に帰還したという状況であった。さらに、同区では、平成23年10月、平成24年1月及び同年2月と、順次小・中学校が授業を再開していったし、商業施設も平成23年4月以降に数多く営業が再開されていた等、社会生活は順調に回復していた。

a市においても、同市d町q町の住民については、平成31年4月30日時点で、世帯数、人口ともに約9割が帰還していたし、商工業も平成27年10月末時点で8割以上が事業を再開していたほか、新たな商業施設もオープンする等、社会生活は順調に回復していた。

(ウ) また、緊急時避難準備区域の指定は平成23年9月30日に解除されたが、その際には、同区域を含む市町村において復旧計画が策定され、福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われた上で、本件事故後の福島第一原発の施設安全性の観点から区域指定を解除することの妥当性が確認されていたし、原災本部においても区域指定の解除の妥当性が確認され、原子力安全委員会からも解除を許容する旨の見解が示されていた。

(エ) 以上のような状況や、前記カ(ウ)記載の事実に加え、旧緊急時避難準備区域においては、避難を強制された区域とは異なり、従前の居住地における生活基盤から隔離されることが強制されたものではなく、居住や立入りについても制約が課されていなかったことや、本件事故以前に享受していた生活基盤における生活への制約・隔離の程度は低かったこと、区域の指定も本件事故後約6か月半の期間にとどまっていること、除染計画等が公表されて、実際に除染が進められ、継続的なモニタリングの実施や除染結果の公表等がされていたこと等を踏まえれば、そもそも旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らについて、法律上保護された利益に対する侵害があったといえるかは疑義があるし、少なくとも同区域の指定が解除された平成23年9月30日以降は、本件事故による放射線の影響により、平穏な日常生活が相当程度阻害されたことはなく、一般的・平均的な人を基準として、本件事故発生直後の客観的な状況の下でそれが阻害される程度の不安を生じさせるものであったともいえないのであるから、一般社会生活上受忍すべき限度を超える利益侵害が生じたものとはいえず、法律上保護された利益の侵害があったとはいえない。

(オ) 仮に個別的事情により法律上保護された利益の侵害があると認められるとしても、被告東電は、公表賠償基準において、強制的な避難指示の対象となった住民と同額である1人当たり月額10万円を基礎額とし、緊急時避難準備区域の解除後においても避難者が従前の住居に戻るために要する猶予期間や生活環境の整備に要する期間等を考慮して、これを減額することなく、平成24年8月末まで継続して賠償しており(合計180万円)、何らの生活阻害が生じる余地のない自主的避難等対象区域に比して高額の賠償を行っている。これらの金額は十分に高額なものであって、仮に個別的事情により法律上保護された利益の侵害が認められる者がいたとしても、上記賠償額を超える損害が発生したとはいえない。

(4) 避難指示区域の原告らの精神的苦痛

ア 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域

(ア) 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に居住していた原告らについては、長期間避難を余儀なくされたものであるものの、中間指針等で帰還困難区域と同様に扱うと整理されているF町及びH町内に所在する区域を除いては、平成29年4月1日までに一定のインフラの復旧がされることを前提として、自治体と協議の上で全ての区域の指定が解除されているから、同日以降はいずれも避難する必要性がなく、帰還して社会生活を営むことが可能な状態になったものである。実際、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域における空間放射線量は、遅くとも平成28年4月以降においては、年間20mSv(3.8μSv/h)を大幅に下回る状態となっている。

(イ) また、これらの区域においても、避難指示の解除前から避難指示の解除を見越しての営業その他の事業活動が一部で再開され、又はその準備が進んでおり、避難指示区域の周辺地域の復興の取組ともあいまって、生活環境の復旧・復興のための取組が進められ、F町及びH町を除くこれらの区域は、遅くとも平成29年4月1日までに指定が解除され、同区域内に居住し、生活することが可能になっている。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に照らせば、これらの区域は、帰還困難区域とは厳然たる差異があるというべきであり、このことは慰謝料の算定においても考慮されるべきである。

(エ) さらに、中間指針等においては、避難指示解除から1年間を相当期間と考え、当該期間について1か月当たり10万円を基礎額とした賠償をしており、具体的には、平成23年3月から平成30年3月までの85か月で、合計850万円の慰謝料を支払っている。これらの金額は、福島県における1世帯当たりの平均収入が年額649万2000円程度であること等に照らせば、慰謝料のみでも十分に高額な金額であるというべきである。

以上に加え、被告東電は、精神的損害の名目での賠償とは別に、住居の交換価値分にとどまらない再取得費用の賠償(住居確保損害)、家財賠償(避難先での購入に係る費用を避難費用として別途に賠償対象としている。)、就労不能損害について原告らが不利にならないような扱いをした上での賠償をそれぞれ行う等、金額として十分な賠償を行っており、その賠償方法においても請求者に対して厳格な損害の証明を求めないこととし、早期救済の実現に向けた賠償をしている。これらの賠償が十分であることは、他の裁判例等との比較からも裏付けられるものである。

(オ) 以上に照らせば、これらの区域についても、遅くとも避難指示の解除から相当期間が経過した後は、実際に帰還しているか否かにかかわらず法律上保護される利益の侵害の継続は認められない。

イ 帰還困難区域

(ア) 帰還困難区域についても、避難指示によって避難した結果、平穏な生活が侵害され、精神的損害が発生したと考えられるが、同区域のように避難が長期化し、移住を余儀なくされ、帰還が困難であると評価されるに至った場合には、そのような判断に至った後においては、月々の継続的な慰謝料額の賠償を行うのではなく、交通事故事例における後遺障害慰謝料の場合と同様に、その精神的損害を一括して評価、算定することが相当である。

(イ) 被告東電は、上記の考え方にに基づき、帰還困難区域に居住していた原告らに対し、1人あたり合計1450万円の慰謝料を支払っている(F町又はH町の旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域に居住していた原告らに対しても同様である。)。上記金額は、被告東電が前記ア(エ)と同様に各種財産的損害(避難移動費、避難宿泊費又は家賃、避難先での新規家財・生活品購入費、就労不能損害・営業損害、一時立入費用、家族間移動費、避難中の生命身体的損害、放射線検査費用、自宅土地建物や家財等の財物損害、移住先又は帰還先確保のための住居確保損害等)についても別途十分な賠償をしていることや、その賠償の扱いの中で、極力原告らに有利な扱いをしていること、他の裁判例等との比較からしても高額な慰謝料

であると考えられること等に照らせば、十分な金額を賠償しているものということができ、帰還困難区域に居住していた原告らに、上記金額を超える賠償額に相当する精神的損害が生じているということとはできない。

(5) 慰謝料増額を基礎づけるような被告東電の故意又は重過失はないこと

前記第3のとおり、本件津波が到来することについて具体的な高度の予見可能性があったとはいえ、被告東電は、平成14年長期評価をどのように扱うかについては土木学会に検討を依頼する等、適切な対応をしていたのであるから、本件事故が発生したことについて、被告東電に故意又はそれに匹敵するような重過失はなく、被告東電の対応が原告らの慰謝料増額事由になるとはいえない。

2 被告東電及び被告国の共同不法行為の成否及び賠償額の差

(原告らの主張)

本件事故は、被告国(経済産業大臣)の著しく不合理な違法な対応及び被告東電の著しく重い過失が競合して生じたものであり、両者の過失行為には客観的な関連共同性があるから、被告らは、民法719条1項前段により、連帯して同額の賠償責任を負うというべきである。

(被告国の主張)

福島第一原発の安全管理は、第一次的には、これを管理・運営し、その利益を享受している被告東電において行われるべきものであり、被告国は、その設置等に際し、許認可をしたり、定期検査等を行っているものの、このような規制は被告東電の安全管理義務を軽減したり、免責したりするものではなく、被告国は、被告東電の安全管理等を後見的・補充的に監督するにとどまるものである。また、被告国と被告東電では、安全対策の要否を検討するために必要な情報の収集や、これを分析する能力に大きな差があり、同じ情報を把握していたとしても、被告国と被告東電では検討に要する時間を具にする上、何らかの対策が必要との結論に達したとしても、その時点から、規制権限の行使に至るためには、様々な過程を経る必要のあることも考慮すると、被告国の規制権限行使と規制対象者である原子力事業者である被告東電の不法行為との間に、客観的にみて一個の不法行為があるとみることができない。

よって、仮に被告国の規制権限不行使について、不法行為が認められるとしても、被告国と被告東電の不法行為は、共同不法行為ではなく、単に不法行為が競合しているにすぎないところ、このような場合において、損害の公平な分担という損害賠償の基本理念に照らせば、被告国の責任の範囲は、第一次的責任者である被告東電に比して、相当程度限定されたものになるべきである。

(被告東電の主張)

争う。

3 弁済の抗弁について

(被告東電の主張)

(1) 弁済の抗弁の基本的な考え方

ア 本件訴訟において、原告らは、本件事故によって被った精神的損害の賠償を求めているが、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害は、その賠償の請求権は1個であり、両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合、訴訟物は1個である(最高裁昭和43年(オ)第943号同48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁)から、その細目ごとに独立の損害として個々に損害賠償請求権が成立するものではない。

そして、本件訴訟において、原告らは、本件事故によって生じた損害のうち、精神的損害に対する賠償を求め一部請求をしているところ、一部請求に対する弁済の抗弁の判断方法については、判例上も、各原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額の元本から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされている。

被告東電は、財産的損害及び住居確保損害に対する賠償との名目で支払った既払金並びに精神的損害に対する賠償との名目で支払った既払金のいずれについても、原告らに対する弁済の抗弁として主張しているところ、上記に照らせば、原告らの精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体に対し、被告東電が弁済の抗弁として主張する既払金の合計額が、財産的損害と精神的損害の別を問わず弁済として、元本から充たされるべきである。

イ 以上の考え方は、当事者の合理的意思の観点からも妥当である。

中間指針等は、本件事故による損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものとなることが予想される中で、被害者を迅速、公平かつ適切に救済する必要性から、原子力損害に該当する蓋然性が高いものから、順次賠償指針を示したものであった。被告東電の公表賠償基準においては、上記中間指針等を踏まえて、精神的損害のほか、避難・帰宅等に係る費用、家賃に係る費用、一時立入・検査受診等に伴う移動費用、就労不能損害・営業損害、避難指示解除後の早期帰還に伴う追加的費用、生命・身体的損害、宅地・建物等の財物損害、住居確保損害、住宅等の補修・清掃費用、家財損害、墓石等の修理・移転に要した費用、自動車、償却資産・棚卸資産、自主的除染に係る費用等について、極めて多岐にわたる項目ごとに公表賠償基準を順次策定・公表し、これに基づく賠償を行っている。しかも、賠償項目の中には、個々の被害者に実際に生じた損害についての主張や疎明を求めることなく、被害を典型的に把握し賠償額を算定する方式が採られているものも複数あるほか、住居確保損害の賠償のように、その名称からすれば財物に係る賠償のようにみえるものの、実際には元の住居の時価相当額とは別途に、新たな住居における平穏な生活の回復のために賠償される費用などもあり、必ずしも個々の項目に対応する形で各被害者に生じた損害が正確に評価・算定されているものではない。

このような請求・賠償の方式に鑑みると、当事者の合理的意思としては、賠償の項目ごとにそれに対応する損害を確定させるというのではなく、種々の項目での賠償が最終的に本件事故により生じた各人の損害を全体として填補するに足りる賠償総額に満つるようにするという趣旨の下で順次請求・賠償がされていること、すなわち特定の項目に対するものとして賠償がされてはいても、損害の全体に対する弁済として支払われるものとする趣旨であったというべきである。

(2) 本件訴訟における各原告に対する弁済の抗弁

以上の考え方に従って、被告東電は、各原告に対する弁済の抗弁として、それぞれ別紙8弁済の抗弁一覧表の「被告東電の弁済主張額」欄の「個人合計」欄記載の金額(ただし、原告1-71-1及び同1-71-2に対する弁済主張額は、同各原告の属性(妊娠中期があったか否か)に鑑み、原告1-71-1に対する弁済主張額を同1-71-2の欄に、原告1-71-2に対する弁済主張額を同1-71-1の欄にそれぞれ誤って記載しているものと認められる。)を主張する(財産的損害、精神的損害、住居確保損害の賠償名目ごとの既払金額を参考までに同欄の右部に記載した。)

なお、各原告の損害額を、同欄記載の金額が上回った場合には、下記(3)のとおり、同一世帯内の他の原告らに対する弁済として充当されるべきである。

(3) 世帯内の構成員間での弁済の充当が認められるべきであること(以下、被告東電の同主張を「世帯内融通の主張」という。)

ア 本件事故により生じた原子力損害の賠償が各世帯単位でされていること、本件事故により発生した損害賠償請求権は1個の請求権を構成するものであることに鑑みれば、各原告又は当該原告と世帯を共通にする者に対する別紙8弁済の抗弁一覧表の「被告東電の弁済主張額」欄の「(内訳)個人合計」欄記載の金額が、当該原告又は当該原告と世帯を共通にする者に生じた損害を上回っている場合には、当該過払分は、当該原告又は当該原告と世帯を共通にする者が所属する世帯の他の構成員の未受領の損害賠償請求権に対する弁済として充当されるべきである(このような世帯構成員間での弁済の充当は、精神的損害・財産的損害の別を問わず、かつ、過払分が存在する世帯構成員が本件訴訟の原告となっている者であるか否かの別を問わないというべきである。)

イ 被告東電による賠償は、中間指針等を踏まえて被害者一人一人について個別に賠償金額が計算されているが、実際の支払は必ずしも被害者一人一人に対して個別に行っているものではなく、複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告東電に請求し、請求を行った代表者は、被告東電から当該世帯の構成員全員分の賠償金をまとめて受領している。こうした請求及び弁済受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限を委任され、世帯の他の構成員を代理又は代理受領しており、同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる。

したがって、形式上・外観上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払がされており、世帯の他の構成員に対しては特段支払がされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の充当が認められるべきである。

仮に同一世帯の構成員同士の弁済の充当がされないとすれば、世帯構成員のうち、既払金を超える損害が認定された者に対しては請求が認容され、他方で過払いが生じている者に対しては別途に不当利得返還請求がされ得ることとなるが、そのような処理は迂遠であるから、上記のような弁済の充当が認められるべきである。

ウ また、被告東電が支払う賠償金は、精神的損害の賠償のほかに、住居確保のための資金の賠償(住居確保損害の賠償等)、避難費用・一時立入費用等の賠償、世帯内の稼働者に対する就労不能損害の賠償、営業損害の賠償、世帯で保有(所有)して使用している土地・建物・家財等の財物損害の賠償など多岐にわたるが、財産的損害についても精神的損害についても、被告東電の公表賠償基準に基づいて支払っている賠償金の多くの部分は、世帯の構成員に共通する損害の填補に充てられるべきものであり、世帯に対する賠償であると評価される必要がある。このことは、同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は1つ」の状態にあると考えられることとも整合するものであるし、賠償の対象となった出捐によって利益を受けたのが世帯全体であることとも整合するものである(賠償の対象となった出捐によって、世帯構成員のうち、どの者がどの程度の利益を受けたかを構成員ごとに把握して分割するのは困難である。)

エ 以上のとおり、弁済の抗弁については、世帯内で構成員間の弁済の充当がされるべきであるが、その具体的方法については、当事者の合理的な意思及び複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当すると民法の規定(民法490条、489条4号)に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当されるとすべきである。

具体的には、例えば、特定の世帯に代表者Aのほかにも構成員B及びCがおり、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する一方、Bは80の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず、Cは70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない場合、Aに対する超過分である20は、Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3:2で按分し、Bに対して12、Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。

(4) 前記(1)ないし(3)の主張が時機に後れた攻撃防御方法等の提出等には当たらないこと

原告らは、被告東電が、本件訴訟の当初においては、精神的損害に対する賠償との名目で支払った既払金のみを弁済の抗弁として主張しておきながら、その後、財産的損害及び住居確保損害に対する賠償との名目で支払った既払金についても本件訴訟において弁済の抗弁として新たに主張したとして、当該主張が時機に後れた攻撃防御方法の提出である旨主張するが、財産的損害等に対する弁済額も含めて弁済の抗弁を主張することは、何ら新たな事実の主張を伴うものではないし、被告東電は、本件訴訟当初より原告らに対して財産的損害等に対する賠償がされてきた旨主張しており、これについて法的観点から主張を追加したというものにすぎず、予測不能な法的論点を提示するものではない。以上に加え、原告らも就労不能損害や避難に伴う出費の増加等を慰謝料発生要素として請求しており、純然たる精神的苦痛に対する賠償を求めているともいえないこと等に鑑みれば、被告東電の上記弁済の抗弁が時機に後れた攻撃防御方法であるとはいえない(支払金額自体は原告ら自身が確知し得る事実であって、訴訟の完結を遅延させるものでもない。)

また、前記(3)の世帯構成員間で弁済額を融通すべきとの主張も、本件訴訟においては世帯ごとの損害の主張立証が行われ、世帯ごとの賠償状況等が審理されてきたことに照らせば、訴訟の完結を遅延させるものではないし、時機に後れた攻撃防御方法の提出ではない。

上記に鑑みれば、被告東電が、財産的損害等に対する賠償名目で支払った既払金についても、本件訴訟において弁済の抗弁として主張することが、禁反言の原則に反するということもできない。

(5) 自主的避難等対象区域及びK地域に居住していた原告らに対する賠償額について

被告東電は、本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた住民に対し、実際の避難の有無や生活費の増加費用の有無を問わず、いわゆる包括慰謝料として、妊婦又は18歳以下であった者に対しては1人48万円(妊婦又は18歳以下であった時期等によっては40万円又は16万円)、それ以外の者(一般大人)に対しては1人8万円を支払い、K地域に居住しており、妊婦又は18歳以下であった者に対して、同様に1人24万円(同様に、妊婦又は18歳以下であった時期等によっては20万円等の場合がある。)を支払っており、上記各地域に居住していた原告らに対しても同様に支払を行った。

原告らは、上記賠償についても、その全額ではなく、一部のみが本件請求権に対する弁済として認められるべきである旨主張するが、自主的避難等対象区域及びK地域に居住していた原告らに対する賠償は、精神的苦痛、生活費の増加費用及び避難費用に対する賠償として、実際の避難の有無や生活費の増加の有無を問わず、いわゆる包括慰謝料として支払っているもの

であるから、これについては、その全額が、本件請求権に対する弁済として充当されるべきである。

(6) 避難指示等対象区域の原告らに対して精神的損害名目で支払った既払金は、本件請求権に対する弁済として充当されるべきであること。

原告らは、事故時住所が避難指示等対象区域にある原告らについても、本件で原告らが請求している請求権の根拠となる精神的損害と、中間指針等の賠償対象となる精神的損害は、その性質が異なる等として、精神的損害に対する賠償名目の既払金を本件請求権に対する弁済として充当すべきではない旨主張する。しかし、本件事故によって福島第一原発の近隣に居住していた住民らに発生し得る精神的損害は多様であり得るから、包括的に精神的損害を把握するのが適切であり、中間指針等もそのような考え方に基づいて平穏な日常生活の喪失、自宅に帰ることができない苦痛、避難生活の不便さ等を含めた包括的な精神的損害を対象として賠償の基準を定めているのであり、原告らが主張する従前の生活基盤の崩壊、地域社会からの分断や家族間の分断による精神的苦痛等は、いずれも中間指針等が定めている避難に係る精神的損害の対象に含まれている。

したがって、避難指示等対象区域の原告らに対して精神的損害に対する賠償名目で支払われた既払金は、その全額が本件請求権に対する弁済として充当されるべきである。

(被告国の主張)

被告東電の弁済の抗弁に関する主張を援用する。

(原告らの主張)

(1) 弁済の抗弁に対する認否、総論

ア 被告東電の弁済の抗弁のうち、財産的損害及び住居確保損害に対する賠償との名目で支払われた既払金が本件請求権に対する弁済として充当されるべきであるとの主張については否認し(なお、これらについては当該既払金の受領についても不知である。)、被告東電が精神的損害に対する賠償との名目で支払われた既払金が本件請求権に対する弁済として充当されるべきであるとの主張(別紙8「被告東電の弁済主張額」欄の「(個人小計)精神的損害」欄の金額)に対する認否は、同別紙弁済の抗弁一覧表の「原告らの認否」欄記載のとおりであり、その認否の具体的内容は次のとおりである。

すなわち、同別紙「原告らの認否」欄に「○」と記載がある各原告については、「被告東電の弁済主張額」欄の「(個人小計)精神的損害」欄の金額の受領を認め、本件請求権に弁済として充当することを認める。同別紙「原告らの認否」欄に「●1」と記載された各原告は、事故時住所が避難指示等対象区域内にあった原告らであり、同別紙「被告東電の弁済主張額」欄の「(個人小計)精神的損害」欄の金額の受領を認めるが、本件請求権への充当は否認する。同別紙「原告らの認否」欄に「●2-1」、「●2-2」、「●2-3」、「●3-1」、「●3-2」又は「●3-3」と記載された原告らについては、「被告東電の弁済主張額」欄の「(個人小計)精神的損害」欄の金額を受領したこと自体は認めるが、本件請求権に対する充当範囲については、「原告らの認否」欄に「●2-1」又は「●3-1」と記載された原告らについては、4万円について認め、その余の金額については否認し、「原告らの認否」欄に「●2-2」又は「●3-2」と記載された原告らについては、20万円について認め、その余の金額については否認し、「原告らの認否」欄に「●2-3」又は「●3-3」に記載された原告らについては、「原告らの認否」欄の「備考」欄に記載された認否のとおりである。なお、同別紙「原告らの認否」欄に「△」と記載された原告らについては、被告東電の主張する「被告東電の弁済主張額」欄の「(個人小計)精神的損害」欄の金額の支払自体を不知とするものである。

イ 被告東電は、精神的苦痛に対する損害賠償のみを請求する本件訴訟において、原告らに対して財産的損害に対する賠償名目で支払った金員についても弁済金額に含めて弁済の抗弁を主張し(以下、被告東電の上記の弁済の抗弁の主張を「新弁済の抗弁」という。)、特定の原告又はその家族について、弁済額が損害を超過している場合には、超過額が世帯内の他の構成員に対する弁済として充当されるべきである旨主張する(世帯内融通の主張)。しかし、被告東電の上記各主張は、(1)時機に後れた攻撃防御方法の提出に当たり却下されるべきであるか、禁反言の原則に反し許されないというべきであり、

(2)仮に許され得る主張であるとしても、本件訴訟の訴訟物が精神的損害に対する損害賠償請求権であり、本件事故に基づく財産的損害に関する損害賠償請求権とは訴訟物を異にすることからすれば、被告東電の主張は当たらず、(3)仮に本件で請求している請求権と、本件事故による財産的損害に関する損害賠償請求権が訴訟物として1個であるとしても、被告東電と原告らとの間における従前の賠償の実態に鑑みれば、原告らと被告東電との間においては、財産的損害及び住居確保損害に対する賠償名目で支払われた金員については、当該名目以外の損害に対する弁済としては充当しないとの合意がされていたというべきであるから、被告東電の主張は当たらない。

また、自主的避難等対象区域又はK地域に居住していた原告らについては、既払金の全額を包括慰謝料として本件請求権に対する弁済として充当することは許されず、その一部のみが精神的損害に対する弁済として本件請求権に充当されるにとどまるべきである。

(2) 被告東電の新弁済の抗弁及び世帯内融通の主張が、時機に後れた攻撃防御方法の提出に当たり許されないこと

ア 本件訴訟は、平成25年7月23日に第1事件の提訴をし、以後、平成28年までに第2事件ないし第4事件を順次提起しており、原告数は800名を超える大規模集団訴訟である。そして、被告東電は、平成30年11月29日、被告東電から原告ら全員について、精神的損害に対する賠償名目で支払った金額のみを、弁済の抗弁として主張し、原告らはこれに対し約1年間の確認作業等を経て認否をした。そのような経過にもかかわらず、本件訴訟の最終段階における令和2年3月16日付けの被告東電の準備書面42によって、被告東電は、新弁済の抗弁や世帯内融通の主張を新たに主張するに至った。

イ 本件において、原告らは、財産的損害に対する損害賠償を請求しておらず、財産的損害の有無については争点となっていなかったものであり、かつ、被告東電は上記新弁済の抗弁を提出する以前に、同様の主張をしたことはなく、かえって、本人尋問を実施した個別の原告らに対しては、精神的損害に対する賠償名目で支払った金額のみを弁済の抗弁として主張する旨の準備書面を提出するなどしていた。

しかも、被告東電においては、原告らに対する、財産的損害に対する賠償との名目の既払金を含めた賠償金額を、本件訴訟係属中においても随時把握することができたにもかかわらず、あえて精神的損害に対する賠償名目で支払われた金額のみを弁済の抗弁として当初主張していた。

ウ 上記経過に鑑みれば、被告東電の新弁済の抗弁及び世帯内融通の主張は、被告東電の故意又は重過失によって、訴訟の着しい遅滞をもたらす主張であり、被告東電は同主張を実際に主張された時期よりも前に提出することができたものであるから、同主張は時機に後れた攻撃防御方法の提出に当たり、却下されるべきである。

(3) 被告東電の新弁済の抗弁及び世帯内融通の主張が、禁反言の原則に反し許されないこと

本件訴訟における新弁済の抗弁及び世帯内融通の主張は、被告東電が本件訴訟のはるかに早い段階からこれらの主張をし得たにもかかわらず、原告の請求に対応して精神的損害に対する賠償額に限った弁済を主張し、これに対して原告らが認否について確認、検討作業をしていた終盤になって、突如として精神的損害に対する賠償名目での既払金に限った弁済の主張を撤回し、実質的には新たな主張をしたものであるから、弁済の抗弁を実質的に撤回し、新たな弁済の抗弁を主張するものであって、訴訟上の禁反言に該当するものであるし、実体法上も禁反言に該当するものであるから、これらの主張は信義則違反によって許されない。

(4) 被告東電の新弁済の抗弁は、本件で原告らが請求している請求権に対する弁済の抗弁にはなり得ないこと

原告らは、本件訴訟において精神的損害に対する賠償を請求しており、本件訴訟における審判の対象は、本件事故によって生じた原告らの精神的損害(慰謝料)の有無及びその額であって、財産的損害(あるいは住居確保損害)に関する賠償を請求するわけではないから、新弁済の抗弁には理由がない。

被告東電は、同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償の請求権が一個である旨主張するが、同一の不法行為により生じた損害であっても、被侵害利益が異なれば別個の訴訟物であるところ、本件においては、原告らの「包括的生活利益としての平穩生活権」を被侵害利益とする精神的損害(慰謝料)と、財産的損害とは、同一の被侵害利益に基づくものではなく、訴訟物が異なるのであるから、被告東電の主張は当たらない。

(5) 原告らと被告東電の間には、費目ごとに賠償をし、当該費目に関して支払われた弁済は、他の費目に対する弁済としては充当しない旨の合意等がされていること

仮に原告らが主張する精神的損害に関する損害賠償請求権と、本件事故による財産的損害に関する損害賠償請求権が同一の訴訟物であるとしても、本件事故に関して被告東電が被害者らに対して行ってきた賠償の実態を踏まえれば、原告らと被告東電の間には、弁済の充当の合意又は充当指定があり、財産的損害に対する賠償名目で支払われた既払金を、精神的損害に対する請求権に充当すべきとして弁済の抗弁を主張することはできない。

本件事故に関し、被告東電は、個々の被害者らに対する賠償にあたって、直接の請求書によるものであっても、ADR手続を通じてのものであっても、賠償をする損害の費目について合意した上で、被害者に対する賠償を行っており、どのような名目で支払うかを明示した上で賠償がされているのであるから、個々の損害項目についての弁済充当の合意があるというべきである。

仮に、合意による充当が認められないとしても、債務者である被告東電が、弁済にあたって、その細目について記載した損害の項目についての弁済として充当することを指定していたものであるから、充当指定がされているものであって、これを撤回等することは許されないから、いずれにせよ被告東電の新弁済の抗弁には理由がない(民法488条1項及び2項参照)。

(6) 世帯内融通の主張に理由がないこと

被告東電の世帯内融通の主張は、民法における個人賠償の原則に反する主張であるし、そもそも具体的な弁済充当方法や、既に弁済された金額のうちいかなる部分がいかなる理由によって世帯内の別の構成員に充当されるべきとするものなのか等が明らかにされているとはいえないものであるから、理由がない。また、同一の「世帯」とはいかなる範囲をいうものであるのかも明確でなく、被告東電の主張には理由がない。

被告東電は、従前の賠償において、世帯の代表者が一括して世帯全員分の賠償金を受領している旨主張するが、これは飽くまでも受領するのみで手続上の便宜を図るためにすぎず、損害額については個人に割り当てられているのであるから、これをもって世帯内融通がされるべきとの被告東電の主張を根拠づけるものではない。

(7) 自主的避難等対象区域の原告らに対して支払われた既払金について

被告東電は、上記区域に居住していた原告らに対して支払われた既払金(妊婦又は18歳以下であった者は48万円、それ以外の者は8万円)について、その全額が弁済として認められるべきである旨主張するが、中間指針等や被告東電の公表賠償基準の内容からすれば、これらは純粋な慰謝料のみならず、生活費増加分や避難費用等、財産上の損害に対する賠償も一定の割合で含んでいるものである。そして、その割合については、被告東電と原告らを含む避難者との間のADR手続の合意内容や、同ADR手続における標準的な取扱い等に鑑みれば、妊婦又は18歳以下であった者については既払金のうち20万円を、それ以外の者については4万円を精神的損害に対する慰謝料として認めるのが相当であるから、被告東電の上記区域に居住していた原告らに対する弁済としては、上記金額の限度で認めるべきであり、その余は本件請求権に対する弁済として充当することは許されないというべきである。

(8) 事故時住所が避難指示等対象区域の原告らについても、精神的損害に対する賠償名目で支払われた既払金が本件請求権に対する弁済として充当されるべきではないこと

事故時住所が避難指示等対象区域にある原告らに対する精神的損害名目の賠償は、中間指針等の内容を踏まえれば、専ら避難に伴う日常生活上の不便さに着目して策定されたものであり、原告らが本件訴訟において主張する精神的損害の内容とはほとんど重ならないものであるから、上記賠償(全額)をもって本件請求権に対する弁済として充当することはできないというべきである。

第4部 当裁判所の判断 一 本案前の主張に関し

1 次のとおり、本件において、本件二重起訴原告らが提起した訴え(第1事件。以下も同じ。)が、民訴法142条に定めるいわゆる二重起訴の禁止に反する不適法な訴えに当たるとすることはできず、本件二重起訴原告らが当裁判所に提起した訴えは適法である。

2 後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件二重起訴原告らは、平成25年7月23日、被告国及び被告東電に対し、本件事故により避難を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったとして、慰謝料等の支払を求める本件訴訟を当裁判所に提起した(当裁判所に顕著な事実)。

本件二重起訴原告らは、本件訴訟を提起した後の平成26年2月10日又は同年9月10日に、それぞれ、福島地方裁判所に、被告国及び被告東電に対し、被告国については、経済産業大臣が、本件事故に先立ち、被告東電に対し、規制権限を行使して、津波対策を講じさせなければならぬ職務上の義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったため、本件事故が生じ、避難を余儀なくされたとして、国賠法1条1項等に基づいて、被告東電については、必要な津波対策を講じるべきであったにもかかわらずこれを怠ったため本件事故が生じ、避難を余儀なくされたとして、民法709条等又は原賠法3条1項等に基づいて、連帯して慰謝料等の支払を求めるとともに、本件二重起訴原告らが本件事故当時に居住していた区域における空間放

射線量率を一定の量以下にすること（原状回復）及び特定の線量率以下となるまでの慰謝料等の支払を求める訴え（同裁判所平成26年（ワ）第165号事件ほか。福島訴訟）を提起した（弁論の全趣旨）。

（2） 福島地方裁判所は、平成29年10月10日、福島訴訟について、本件二重起訴原告らの被告国に対する訴えのうち、上記原状回復請求及び将来給付請求に係る訴えを却下し、その余の請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡したところ、本件二重起訴原告らはいずれも、同月23日、同判決を不服として、仙台高等裁判所に控訴した（同裁判所平成29年（ネ）第373号事件）。

仙台高等裁判所は、令和2年9月30日、上記控訴に関し、福島訴訟のうち本件二重起訴原告らに係る訴えについて、適法な訴えであるとした上で、同人らの請求について一部認容ないし全部棄却する旨の判決をした（甲C108、109、弁論の全趣旨）。

仙台高等裁判所が言い渡した上記判決は、本件口頭弁論終結時（令和2年10月28日）において確定していない（弁論の全趣旨）。

3（1） そこで検討するに、前記2において認定した事実によれば、本件訴訟における本件二重起訴原告らの請求と福島訴訟における同人らの請求は、少なくとも被告国及び被告東電に対して本件事故により避難を余儀なくさせられたことによつて被った精神的苦痛に対する慰謝料を請求する部分において、訴訟物や請求原因が共通していると認められる。

そして、本件二重起訴原告らは、本件訴訟を当裁判所に提起した後に、福島訴訟を福島地方裁判所に提起したものであり、本件訴訟が福島訴訟より先に訴え提起されているのであるから、本件二重起訴原告らに係る本件訴訟が直ちに民訴法142条の定める二重起訴の禁止に抵触する訴訟であるということとはできない。

（2） 被告らは、福島訴訟よりも先に本件訴訟が提起されたことを前提としつつ、福島地方裁判所において福島訴訟に関する終局判決が既に言い渡されていることや、本件二重起訴原告らの合理的意思等に加え、民訴法142条、同法262条2項の趣旨及び訴訟上の信義則（同法2条）に照らせば、本件二重起訴原告らが福島訴訟を取り下げることは許されず、その結果、反射的に、本件二重起訴原告らに係る本件訴訟が不適法となる旨主張する。

しかし、民訴法142条の趣旨が、相手方当事者の二重の応訴の負担を回避し、裁判所にとっても二重の審理を余儀なくされ、判決内容に矛盾抵触を生じさせるようなおそれ等を回避することにあると解されることに加え、手続的安定を確保する必要性にもあることに照らせば、同条によって禁止される訴えとは、重複する訴えのうち、後に提起された訴えを指すと解するのが相当である。この点、同条により禁止される重複した訴訟がそれぞれ係属し、いずれも判決の確定に至っていない場合において、双方の訴訟の進行状況や第1審判決の内容等によっていずれの訴訟が適法であるかの判断が異なり得ると解することは、画一性を欠き、手続的安定を害するし、当事者に対していずれの訴訟に主張立証を注力して訴訟を進行させるべきかに関する予測可能性を失わしめるものであって、かえって同条の趣旨に反することとなるから、採用することはできない。

また、被告らの主張及び前記2の経緯等を踏まえても、本件訴訟及び福島訴訟の訴訟物が必ずしも全て共通であるとは認められないこと等にも鑑みれば、本件二重起訴原告らが、福島訴訟の訴え提起時点又は控訴の時点で、本件訴訟において主張している内容を含めて、本件事故による損害等につき福島訴訟において一括して審判を求める意思を表明したものとみることが困難であるし、本件二重起訴原告らの訴訟追行の態様が、同法262条2項の趣旨や訴訟上の信義則（同法2条）に反するとも認め難い。その他、本件に表れたその他一切の事情をもってしても、先に訴え提起がされた本件訴訟を不適法であると解すべき事情は見当たらず、この点に関する被告らの主張は採用できない。

（3） 以上によれば、本件二重起訴原告らの提起した本件訴訟が、民訴法142条に反する不適法な訴えであるということとはできず、本件二重起訴原告らに係る本件訴訟は適法な訴えである。

第5部 当裁判所の判断2－責任論

第1章 認定事実

第1 本件事故以前に発生した日本国内外の主な地震等

本件事故以前に発生した日本国内外の地震のうち主なものは、次のとおりである。

1 慶長三陸地震（1611年。甲B106ないし108、乙B45）

慶長三陸地震は、三陸沖付近で発生したとされるマグニチュード（M）8.0程度の地震であり、地震による被害はそれほどなく、同地震により生じた津波による被害が大きかったとされる。

2 延宝房総沖地震（1677年。甲B83、106、107、乙B46、47）

延宝房総沖地震は、M8.0程度の地震であり、g b半島外洋から宮城県海岸にかけて大きな津波被害をもたらしたとされる。震源域については、g b半島東方沖と指摘する文献があるが、他方で震源域の詳細は分かっていないと指摘するものもある。

3 明治三陸地震（1896年。乙B47、103）

明治三陸地震は、日本海溝軸付近を震源とする地震であり、地震による揺れは震度2ないし3程度のものではあったにもかかわらず、津波による甚大な被害が生じた典型的な津波地震であった。津波の高さは25mにも達したとされ、約2万2000人の死者が生じたとされる。

4 福島県東方沖地震（1938年（昭和13年）。甲B18、乙B36の3）

福島県東方沖地震は、福島県沖で発生したとされるM7.5程度の地震であり、大きな余震が相次いで発生したとされる。これらの地震群には、逆断層型の地震と正断層型の地震があったとされる。

5 兵庫県南部地震（1995年（平成7年）。乙B32）

兵庫県南部地震は、兵庫県南部g c島付近を震源とするM7.3の地震であり、いわゆる阪神・淡路大震災をもたらした。同地震による死者は6434人とされる。

6 スマトラ沖地震（2004年（平成16年）。甲B25ないし27、乙B47）

スマトラ沖地震は、インドネシアのg d島北部西方海域を震源とするM9.0程度の巨大地震であり、同地震に伴う巨大津波が、g d島北部・西部の海岸、タイの西海岸、スリランカ、インド等のインド洋沿岸各地に大きな津波被害をもたらし、津波による犠牲者は20万人以上にものぼるとされる。スマトラ沖地震は、本件地震と同じく、連動型巨大地震（通常は別々に発生するプレート間地震が同時に発生して大きな地震となるもの）であったと指摘されている。

この津波により、インドのマドラス原子力発電所において、冷却水用の取水トンネルを通過して海水がポンプ室に入り、ポンプ室が冠水する事故が発生した。

7 新潟県中越沖地震（2007年（平成19年）。乙B20、47）

新潟県中越沖地震は、平成19年7月16日に、日本海東縁部で発生したとされる、M6.8程度の地震である。同地震は、東京電力f1原子力発電所における、設計当時の想定地震動を大きく上回る地震動であった。（甲B2の1・本文編390頁）

8 貞観地震（869年。甲B35、43、49、乙B58ないし64）

貞観地震とは、869年に発生したとされる地震であり、同地震によって生じた津波（貞観津波）が、東北地方沿岸に襲したとされる。

第2 原子力発電所における安全対策及び電源喪失の危険性についての知見

1 原子力発電所における安全対策の考え方

(1) IAEA（国際原子力機関）は、平成8年、報告書を公表し、シビアアクシデント対策強化のため、5層までの深層防護を行う必要性を示し、その後の平成12年の原子力安全基準（NS-R-1）でも同様の考え方を示している。

深層防護（多重防護）とは、原子炉は異なる防護層を重層的に用意することで安全を確保しており、これらの防護層は、互いに独立し、ある層が突破されても次の層で事故を防ぐことができるように意図されるべきであるという考え方のことである。

IAEAが策定した原子力安全基準（NS-R-1）は、多重防護の各層を以下のとおりとしている。（甲B1・117頁、甲B2の2・本文編297頁ないし302頁）

第1層 異常運転及び故障の防止

第2層 異常運転の制御及び故障の検出（「事故」への拡大防止）

第3層 設計基準内への事故の制御（設備に対して重大な影響が発生しても炉心損傷を起こさないよう備えること）

第4層 事故の進展防止及びシビアアクシデントの影響緩和（炉心損傷が発生しても放射性物質の環境への重大な放出がないよう備えること）

第5層 放射性物質の放出による放射線影響の緩和（住民を守る安全対策の必要性を示すこと）

(2) 日本においては、本件事故時まで、第1層から第3層まで及び第5層を規制（第5層については原災法による。）しており、第4層のシビアアクシデント対策については、飽くまでも事業者の自主的対応による「知識ベース」とされていた（甲B1・116頁）。

2 原子力発電所における冷却機能の必要性及び非常用電源設備の重要性

原子力発電所は、核分裂性物質を燃料とし、核燃料が連鎖的に核分裂反応を起こすことで発生する熱エネルギーを利用してタービンを回して発電する発電所である。原子力発電所においては、(1)核分裂反応の指数関数的な拡大を防止するために、核分裂反応を適切に制御する必要があり、異常時には原子炉を即座に止める必要がある（原子炉停止機能）、(2)核分裂反応停止後にもなお崩壊熱が残るため冷やす必要がある（原子炉冷却機能）、さらに、(3)核分裂生成物は、人体・環境に悪影響を及ぼすことから、原子炉内に閉じ込める必要がある（格納機能）。（甲B2の1・本文編11ないし14頁、乙B1・22、23、59ないし62頁）

そして、冷却設備の駆動源として電源を確保することが必要であり、全交流電源喪失を回避するためには、外部電源又は非常用ディーゼル発電機等から電源が確保される必要があるが、このうち、外部電源については、一定規模の地震動によって機能喪失に至る危険があり得ることから、全交流電源喪失を回避するためには、非常用電源設備等の機能を維持することが必要である。また、非常用電源設備等及び高圧配電盤は、いずれも電気機器であるところ、水（特に海水）は電気を流すので、浸水により機器の機能喪失に至るといった性質を有している。（甲B2の1・本文編27頁、乙B3）

3 原子力発電所における電源喪失に関する事故及び事故を踏まえた対策等

(1) 被告東電における海水漏えい事故（乙B329）

福島第一原発1号機において、平成3年10月30日に、「補機冷却水系海水配管からの海水漏えいに伴う原子炉手動停止」の事故が発生した。同事故は、1号機が定格出力で運転中のところ、パトロールにおいて、タービン建屋地下1階（南側）電動機駆動原子炉給水ポンプまわりの床面より湧水を発見したため、原子炉を手動停止したという事故であった（以下「平成3年溢水事故」という）。

同事故に関する調査の結果、電動機駆動原子炉給水ポンプ付近の床下に埋設されている補機冷却水系海水配管の母管より分岐し原子炉給水ポンプ用空調機へ供給する配管の分岐部近傍に約22mm×40mmの貫通穴が開いていることが確認され、海水漏えい箇所周辺の機器類については、1-2号共通ディーゼル発電機及び機関の一部に浸水が確認された。調査の結果、海水配管から海水漏えいに至った原因は、貝等の異物によりライニング表面に傷ができ、この傷が徐々に拡大しライニングが局部的に損傷し、その後、海水が局部的に損傷されたライニング部に浸透し海水による腐食減肉が内面より徐々に進行した結果、当該海水配管の一部が局部的に貫通したことによるものと推定された。（甲B28・34頁、乙B329）

(2) フランスのルブレイエ原子力発電所事故（甲B100、乙B331ないし333）

1999年（平成11年）12月27日、フランスのルブレイエ原子力発電所において、暴風雨の影響で外部電源が失われ、非常用電源が起動したが、高潮と満潮が重なりe g 河口に波が押し寄せた結果、河川が増水し、川の水が洪水防水壁を越えて浸し、電源が喪失したが、過酷事故には至らなかった。INES（国際原子力・放射線事象評価尺度）のレベルは2（異常事象）とされた。

(3) インドのマドラス原子力発電所の津波による電源喪失事故（甲B25ないし27）

2004年（平成16年）12月、スマトラ沖地震が発生した。前記第1の6のとおり、同地震は、いくつかの固有の地震系列の地震の発生域にまたがって生じた連動型巨大地震とされている。

インド南部にあるマドラス原子力発電所においては、同地震に伴う津波により、ポンプ室が浸水し、非常用海水ポンプが運転不能になる事故が発生した。

(4) 米国のキウォーニー原子力発電所における内部溢水に関する情報（甲B29、弁論の全趣旨）

2005年（平成17年）11月7日、米国原子力規制委員会（NRC）は、キウォーニー原子力発電所で低耐震クラス配管である循環水系配管の破断を仮定すると、タービン建屋の浸水後、工学的安全施設及び安全停止系機器（特に電気機器）が故障することが判明したとの情報を原子力事業者に通知した。同内部溢水に関する情報については、日本においても、同月16日に開催された第40回安全情報検討会（保安院が、JNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）等の外部機関と連携

して、原子力発電所の安全規制に関する情報等を収集、評価し、必要な安全規制上の対応を行う目的で定期的に開催していた検討会)において紹介され、検討が必要であると確認された。

4 日本国内の溢水による電源喪失に関する知見

(1) 平成5年の全交流電源喪失事象の研究(甲B39、93、乙B69)

原子力施設事故・故障分析評価検討会全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループは、平成5年6月11日付けで「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」と題する報告をした。同報告書には、「1. まえがき」において、「短時間で交流電源が復旧できずSBO(全交流電源喪失事象)が長時間に及ぶ場合には、非常用蓄電池の枯渇による運転監視・制御機能等が失われ炉心の冷却等が維持できなくなることから、炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性が生じると考えられる。」「近年、SBOのような発生頻度が非常に低いと考えられる事象を含む想定し得るすべての事故シナリオを対象として、炉心損傷等の可能性を定量的に分析・評価する確率論的安全評価(PSA)が多くの国で行われている。」などと記載され、国外でのSBO事例や外部電源喪失事例についても検討された。

その上で、同報告書は、結論の項において、同報告書作成時点までに日本においては外部電源喪失の事例はあるがSBOの事例は生じていないこと、外部電源喪失の事例についてはいずれも30分以内に外部電源が復旧していること、外部電源喪失頻度や外部電源復旧時間の値が米国に比べて優れていること、最近10年間の非常用ディーゼル発電機の起動失敗確率が米国の実績に比べて低いこと、日本の原子力プラントのSBOに対する原子炉の耐久能力は5時間以上と評価されること、日本の代表的な原子力プラントについて行った内的事象のみを起因事象とした確率論的安全評価(PSA)の結果によれば、SBOによる炉心損傷の発生頻度は低いこと等から、日本の原子力プラントにおけるSBOの発生確率は小さく、SBOが発生したとしても短時間で外部電源等の復旧が期待できるので、原子炉が重大な事態に至る可能性は低いと結論づけた。

なお、同報告書は、諸外国のSBOに関する規制に関し、米国及びフランスがSBO(長時間のSBOを含む。)に関して規制上の要求をしているのに対し、イギリス及びドイツは当時の日本とほぼ同様の規制上の要求となっている旨報告している。

また、同報告書は、「安全性の一層の向上に関して」として、今後新たな知見が得られた場合には、これを適切に設計・運転・保守管理、手順書等に反映していく努力が必要であるとともに、個別プラントの確率論的安全評価(PSA)によりSBOによる炉心損傷頻度の検討を行い、より一層効果的なアクシデントマネジメント整備に向けて検討に努めることが重要である等としていた。

(2) 溢水勉強会

ア 設置経緯

(ア) 保安院及びJNESは、平成16年12月26日に発生したスマトラ沖地震に伴う津波により、インドのマドラス原子力発電所2号機で取水トンネルを通過して海水がポンプ室に入り、海水ポンプのモーターが運転不能になったことを踏まえ、平成17年6月8日に開催された第33回安全情報検討会において、外部溢水問題に係る検討を開始した。(乙B49、335ないし337)

(イ) また、保安院及びJNESは、米国原子力規制委員会(NRC)が平成17年11月7日にタービン建屋で循環水配管等の破断を仮定すると、内部溢水により安全停止機能が損なわれる可能性があることを事業者に通じたことから、この通知を同月16日に開催された第40回安全情報検討会で紹介し、検討項目とした。(乙B49)

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の知見の進展・報告を受けて、上記事象に係る日本の現状を把握するため、平成18年1月、保安院、JNES及び電気事業者等で構成する溢水勉強会が立ち上げられ、調査検討を開始した。溢水勉強会は、平成19年4月、「溢水勉強会の調査結果について」と題する報告書(溢水勉強会報告書。甲B29)をまとめた。(甲B30、乙B50の1及び2)

イ 概要

(ア) 溢水勉強会では、当初、原子力発電所内の配管の破断等を理由とする内部溢水、津波による外部溢水を問わず、溢水に関する調査、検討を進めていたが、検討の過程で、原子力安全委員会が示している耐震設計審査指針が改訂され(平成18年耐震設計審査指針)、同指針において、地震随伴事象として津波評価を行うこととされたことから、外部溢水に係る津波の対応は耐震バックチェックに委ねることになった(甲B29)。ただし、津波に関する確率論的安全評価の手法については、引き続き溢水勉強会において、適宜、検討を進めていくこととなった。

(イ) 平成18年5月11日に開催された第3回溢水勉強会においては、同年2月21日に開催された第2回溢水勉強会において外部溢水に関して検討された項目及びスケジュールを取りまとめた「想定外津波に対する機器影響評価の計画について(案)」(乙B51の2)に従った影響評価の結果として、福島第一原発5号機について、次のとおり、報告された(甲B31、144、乙B52の2)。

a 津波水位の仮定

津波水位として、O. P. +14m(敷地高さ(O. P. +13m)+1m)及びO. P. +10m(上記仮定水位と設計水位(O. P. +5.6m)の中間)と仮定し、時間については、仮定水位が長時間継続するものと仮定した。

b 津波水位による機器影響評価(同報告3-2)

まず、屋外機器、建屋、構築物への影響として、敷地高さ(5号機はO. P. +13m)を超える津波に対して、海側に面したタービン建屋(T/B)大物搬入口、サービス建屋(S/B)入口等から、建屋に浸水する可能性があることが確認され、機器については、津波水位O. P. +10m及びO. P. +14mの両ケースともに、非常用海水ポンプが津波により使用不能な状態になるとされた。

また、建屋への浸水による機器への影響として、津波水位O. P. +10mの場合には、建屋への浸水はないと考えられることから、建屋内の機器への影響はないが、津波水位O. P. +14mの場合は、タービン建屋(T/B)大物搬入口、サービス建屋(S/B)入口から流入すると仮定した場合、タービン建屋(T/B)の各エリアに浸水し、電源設備の機能を喪失する可能性があると考えられた。そして、その波及として、津波水位O. P. +14mのケースでは、浸水による電源の喪失に伴い、原子炉の安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失するとされた。

(ウ) 溢水勉強会報告書においては、福島第一原発の外部溢水に関して、「5号機を対象として津波による浸水の可能性がある屋外設備の代表例として、非常用海水ポンプ、タービン建屋大物搬入口、サービス建屋入口、非常用DG吸気ルーバの状況について調査を行った。タービン建屋大物搬入口及びサービス建屋入口については水密性の扉ではなく、非常用DG吸